

群馬県第二種区画漁業権の免許について

漁業法（抜粋）

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（内水面漁場管理委員会）

第一百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

蚕園第30283-11号

令和5年11月29日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 様

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸園芸課)



第二種区画漁業権の免許について (諮問)

このことについて、令和5年9月22日付け告示第255号の内水面漁場計画に基づき別添のとおり免許申請がありましたので、漁業法第一百七十一条第4項を準用する同法第七十条の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

担当 農政部蚕糸園芸課水産係
電話：027-226-3095
FAX：027-243-7202



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年9月22日（金） 第10136号

目次

	ページ
告 示	
○鳥獣保護区設定の告示の一部改正（自然環境課）	2
○同	2
○同	2
○同	3
○同	3
○第二種区画漁業内水面漁場計画の内容等（蚕糸園芸課）	4
○道路の供用開始（道路管理課）	5
公 告	
○林業種苗生産事業者の登録（林政課）	5
○林業種苗生産事業者の変更届出（同）	6
○土地改良区連合役員の就任の届出（農村整備課）	6
○道路の指定（建築課）	6
教育委員会規則	
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（学校人事課）	8
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	9
○群馬県警察職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則	9

みかぼ森林公園鳥獣保護区	藤岡市の一部で、群馬県森林計画図藤岡市78林班のうち、59小班、60小班、61-1小班、61-2小班、61-3小班、62-1小班及び62-2小班並びに82林班の区域（255ヘクタール）	令和5年1月1日から令和25年10月31日まで	1 指定区分 身近な鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の良好な生息地を確保し、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため
--------------	--	-------------------------	--

◎群馬県告示第255号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、第二種区画漁業内水面漁場計画を作成したので、同法第67条第2項において準用する同法第64条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月22日

群馬県知事 山本 一 太

1 第二種区画漁業内水面漁場計画の内容

公示番号	漁業種類	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁場の位置及び区域		漁業の名称	漁業時期
区第1号	第二種区画漁業権	個別漁業権	前橋市上大屋町94	千貫沼	こい類養殖業	1月1日から12月31日まで
区第2号	同	同	前橋市大前田町189	久保替戸沼	同	同
区第3号	同	同	前橋市粕川町込皆戸86	入田沼	同	同
区第4号	同	同	前橋市粕川町上東田面167	伊勢の森下沼	同	同
区第5号	同	同	前橋市粕川町月田1371	吉沼	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第6号	同	同	伊勢崎市波志江町3096	波志江上沼	こい類養殖業	同
区第7号	同	同	伊勢崎市磯町350-1	磯沼	同	同
区第8号	同	同	伊勢崎市境下瀧名3115	下瀧名東沼	同	同
区第9号	同	同	高崎市箕郷町富岡341	鳴沢湖	わかさぎ養殖業	同
区第10号	同	同	藤岡市金井字牛株469	鮎川貯水池	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第11号	同	同	吾妻郡中之条町大字入山字沼山4059-2ほ	野反湖	ます養殖業	同

			か			
区第12号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子4660	丸沼	ます養殖業 わかさぎ養殖業	同
区第13号	同	同	利根郡片品村大字東小川字菅沼4657	菅沼	同	同
区第14号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子4661	大尻沼	ます養殖業	同

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

(1) 漁業法第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により聴いた群馬県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び処理の結果

ア 意見の概要 原案に異議なし

イ 当該意見の処理の結果 当該意見を踏まえて第二種区画漁業内水面漁場計画の案のとおり第二種区画漁業内水面漁場計画を定めることとした。

(2) 漁場図 次のとおり

(3) その他参考となるべき事項 特になし

3 漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和6年1月1日

(2) 申請期間 令和5年10月1日から同年11月10日まで

「次のとおり」は、省略し、関係書類を群馬県農政部蚕糸園芸課及び各農業事務所農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

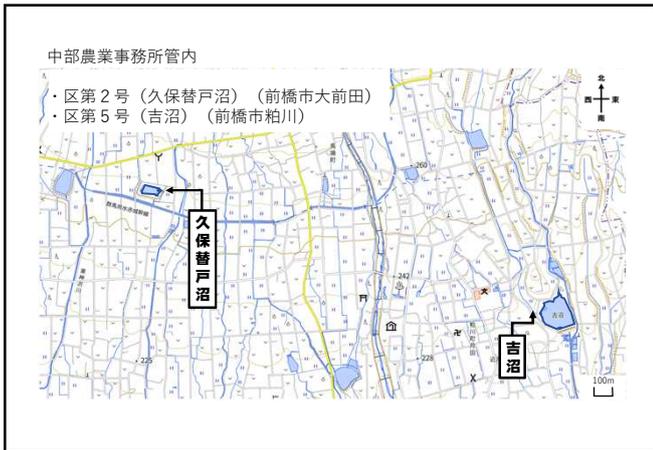
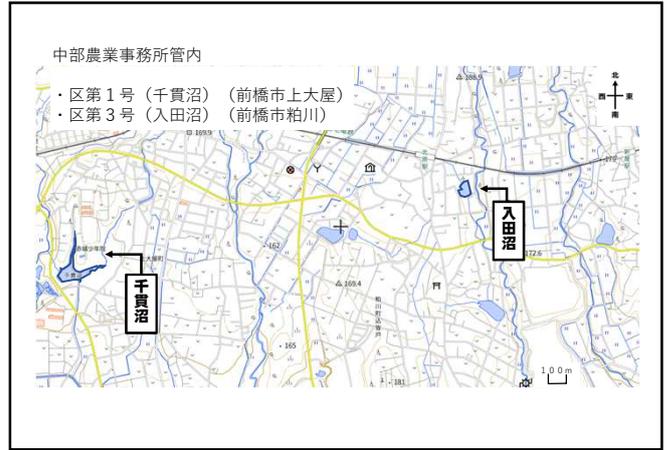
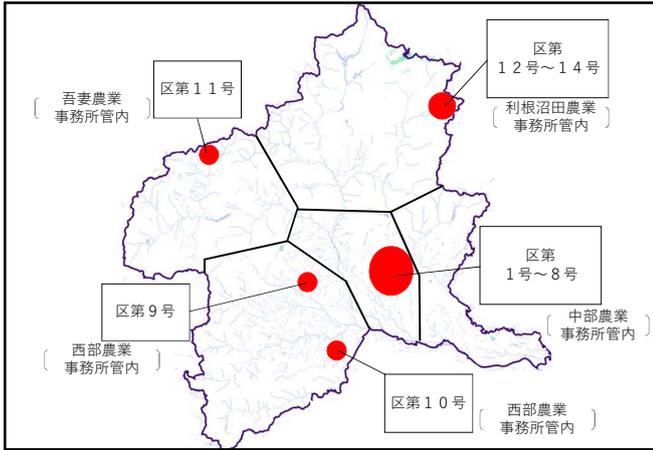
令和5年9月22日

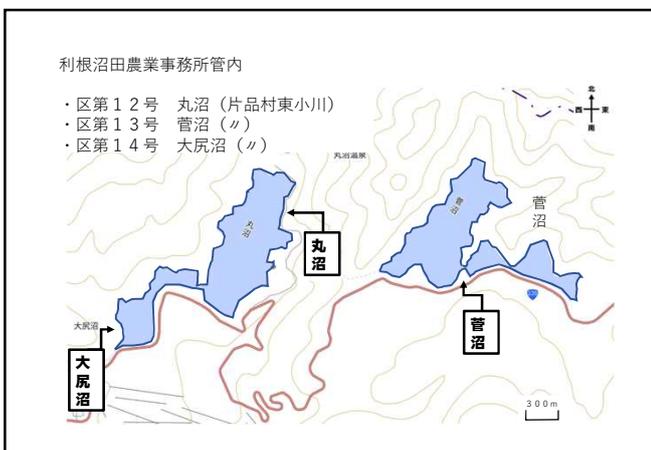
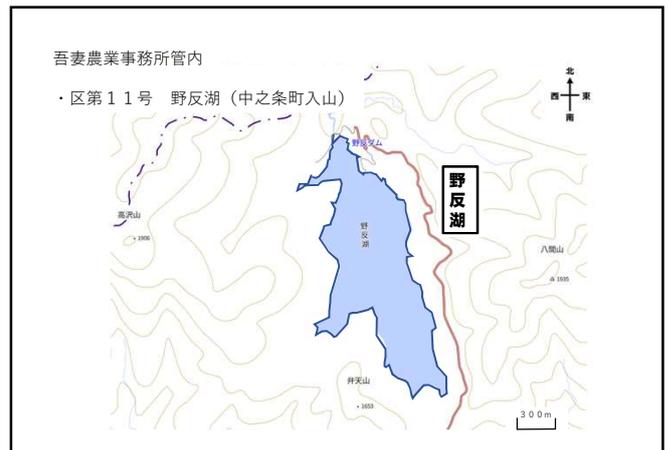
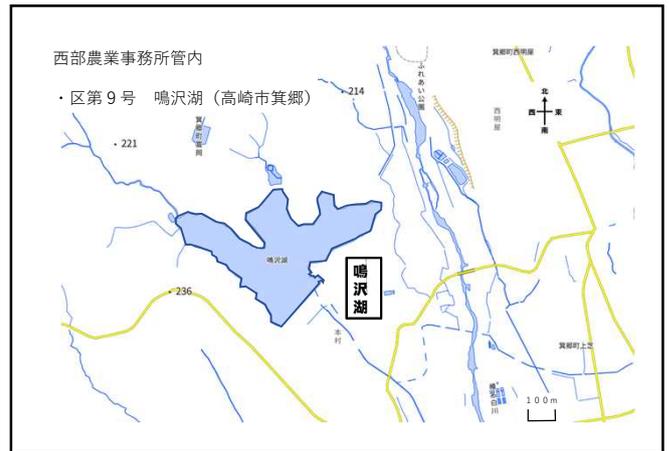
群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋長瀬線	高崎市綿貫町字千葉西899番の1地先から同市岩鼻町字天神228番の3地先まで	令和5年9月25日 午前10時

■ 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行ったので、同法第16条の規定により公告する。





令和5年9月22日 群馬県告示255号 第二種区画漁業の免許申請者一覧

番号	公示番号	申請者名	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁場の位置及び区域		漁業の名称	漁業時期
1	区第1号	株式会社鯉重 石井 重之	個別漁業権	前橋市上大屋町94	千貫沼	こい類養殖業	1月1日から 12月31日まで
2	区第2号	同	同	前橋市大前田町189	久保替戸沼	同	同
3	区第3号	海老沼養魚株式会社 海老沼 元司	同	前橋市粕川町込皆戸86	入田沼	同	同
4	区第4号	同	同	前橋市粕川町上東田面167	伊勢の森下沼	同	同
5	区第5号	同	同	前橋市粕川町月田1371	吉沼	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
6	区第6号	同	同	伊勢崎市波志江町3096	波志江上沼	こい類養殖業	同
7	区第7号	同	同	伊勢崎市磯町350-1	磯沼	同	同
8	区第8号	堀越 勝	同	伊勢崎市境下渕名3115	下渕名東沼	同	同
9	区第9号	高崎市長 富岡 賢治	同	高崎市箕郷町富岡341	鳴沢湖	わかさぎ養殖業	同
10	区第10号	海老沼養魚株式会社 海老沼 元司	同	藤岡市金井字牛秣469	鮎川貯水池	こい類養殖業 わかさぎ養殖業	同
11	区第11号	中之条町長 外丸 茂樹	同	吾妻郡中之条町大字入山字沼山 4059-2ほか	野反湖	ます養殖業	同
12	区第12号	白根魚苑 千明 大作	同	利根郡片品村大字東小川字根子 4660	丸沼	ます養殖業 わかさぎ養殖業	同
13	区第13号	同	同	利根郡片品村大字東小川字菅沼 4657	菅沼	同	同
14	区第14号	同	同	利根郡片品村大字東小川字根子 4661	大尻沼	ます養殖業	同

共同漁業権及び区画漁業権の免許すべき者の審査基準

蚕園第 30283—2 号

令和 5 年 4 月 6 日

群馬県農政部蚕糸園芸課

1 目的

この判断基準は、令和 5 年度における共同漁業権及び区画漁業権免許の切替えにあたり、漁業法（以下「法」という。）第 73 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、免許すべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第 72 条第 2 項第 2 号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

3 区画漁業権における審査基準

(1) 団体漁業権の場合

団体漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第 72 条第 2 項第 2 号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

(2) 個別漁業権の場合

同一の漁業権において、複数の申請があった場合かつ法第 72 条第 2 項第 1 号に掲げる以外の場合においては、法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を免許すべき者とする。「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」か否かの判断にあたっては、次の（ア）～（ウ）に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取り組みが計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業権免許申請書に添付の事業計画書により審査する。

(ア) 漁業生産の増大

- ・生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込める。

(イ) 漁業所得の向上

生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取り組みが検討されており、実現が可能であると見込めるか。

(ウ) 就業機会の確保

従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。

